伊勢原市グリーン購入等基本方針(案)

(目的)

第1条 伊勢原市グリーン購入等基本方針(以下「基本方針」という。)は、伊勢原市が「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)及び「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)に基づき、環境に配慮した物品等(以下、「環境物品等」という。)の調達及び契約の推進を図ることにより、伊勢原市役所エコオフィスプランに掲げる取組を推進するとともに、市民・事業者における環境物品等の調達を喚起し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 基本方針において使用する用語は、特に定めるものを除き、グリーン購入法並びに同法第6条の規定による環境物品等の調達の推進に関する基本方針及び環境配慮契約法並びに環境配慮契約法第5条に基づく国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の例によるものとする。

(適用範囲)

第3条 基本方針は、市のすべての組織に適用するものとする。

(環境物品等の調達及び環境配慮契約の基本原則)

- 第4条 調達及び契約に係る基本原則は次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 物品の調達に当たっては、環境物品等を優先して選択する。
 - (2) 物品のライフサイクル全体から見て、環境負荷の低減を考慮した物品を選択する。
 - (3) 物品の調達に当たってはその必要性及び適正量を事前に検討し、調達総量の抑制に配慮する。
 - (4) 調達した物品は、長期使用、適正使用に努める。
 - (5) コストと環境負荷低減のバランスを考慮して、できる限り広範囲な分野で温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の実施に努める。
 - (6) 環境性能の低い製品の購入は結果として将来の市民負担が増大すること に留意し、短期的なコストメリットのみではなく、多様な要素を考慮してい くよう努める。
 - (7) 市が環境配慮契約を率先実行することで、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に貢献する。

(調達に係る対象品目及び判断の基準)

第5条 調達に係る対象品目及び判断の基準は、グリーン購入法第6条の規定

に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針に準ずるものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

(環境配慮契約の種類)

第6条 環境配慮契約の種類は、電気の供給を受ける契約及び自動車の購入及び賃貸借に係る契約とする。

(電気の供給を受ける契約)

- 第7条 電気の供給を受ける契約にあっては、別表第1に掲げる伊勢原市環境 配慮電力入札評価基準(以下「評価基準」という。)により算定した評価点 の合計が60点以上の電気事業者が入札参加資格を有するものとする。ただ し、公募時点で前年度の数値が公表されていない場合は、別表第1中の「前 年度」を「前々年度」と読み替えるものとする。
- 2 市が行う電気の供給を受ける契約の入札に参加しようとする電気事業者は、評価基準に基づき算定した評価点を伊勢原市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目報告書(第1号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 環境主管課長は、電力事業者から提出された伊勢原市電気の供給を受ける 契約に関する環境評価項目報告書(第1号様式)の内容を確認し、第2号様 式を作成する。
- 4 入札事務を担当する課等は、同条第1項で定める入札参加資格を伊勢原市 環境配慮電力入札評価基準に基づく電力事業者の評価結果について第2号 様式により確認する。
- 5 環境主管課は、電気事業者の二酸化炭素排出係数及び電源構成の変化を 考慮し、適宜、評価基準の見直しを行う。
- 6 一定の電力調達規模に達しない低圧受電施設等において、入札に付さずに 電気の供給を受ける場合は、より二酸化炭素排出係数の低い電力の供給を受 けるよう努めるものとする。

(自動車の購入及び賃貸借に係る契約)

- 第8条 自動車を購入及び賃貸借により新規に調達する場合は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。ただし、緊急車両等、特殊な行政目的を持つ自動車を調達する場合はこの限りではない。
 - (1) 乗用車は、原則電動車等とする。乗用車のうち、内燃機関を有する自動車の場合は、別表第2に掲げる基準を満たすものとする。
 - (2) 商用車は、別表第2に掲げる基準を満たすものとする。 (実績の公表)
- 第9条 市長は、環境配慮契約の実績を年度ごとに伊勢原市役所エコオフィス プラン結果報告書のなかで公表する。

第10条 この方針に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この方針は、公表の日から施行する。

別表第1(第7条関係)

項目	区分	配点
前年度の 1kWh 当たりの 二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.375 未満	70
	0.375以上0.400未満	65
	0.400以上0.425未満	60
	0.425以上0.450未満	55
	0.450以上0.475未満	50
	0.475以上0.500未満	45
	0.500以上0.525未満	40
	0.525以上0.550未満	35
	0.550以上0.575未満	30
	0.575以上0.600未満	25
	0.600 以上 0.690 未満	20
	0.690以上	0
前年度の再生可能エネルギー導入状況	30.0%以上	30
	15.0%以上30.0%未満	20
	5.0%以上15.0%未満	15
	0%以上 5.0%未満	10
	導入していない	0

備考

- 1 前年度の1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(kg-CO₂/kWh)(調整後排出係数)とは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された前年度の調整後排出係数をいう。ただし、特定排出者の温室効果ガス排出量算定用の値と政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用の値が異なる場合は政府及び地方公共団体実行計画における温室効果ガス総排出量算定用の値とする。
- 2 「再生可能エネルギー」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第二条第4項に定められる再生可能エネルギー元を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギーについては含まない。
- 3 前年度の再生可能エネルギー導入状況とは、次の項目を算定方式

に示す方法により算出した数値(単位は全て kWh)をいう。

- (1) 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端)
- (2) 前年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)。ただし、再生可能エネルギー固定価格買取制度による買取電力量は除く。
- (3) グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により、所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量。ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。
- (4) J ークレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気 由来クレジットの電力相当量。ただし、前年度の小売電気事業者の 調整後排出係数の算定に用いたものに限る。
- (5) 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量。ただし、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

(算定方式)

前年度の再生可能エネルギーの導入状況 (%)

 $\frac{((1)+(2)+(3)+(4)+(5))(kWh)}{$ 前年度の供給電力量(需要端)(kWh)

別表第2(第7条関係)

		内燃機関を有する場合		
車種		低排出ガスレベル	燃費基準 達成状況	
乗用車	電動車等又は内燃機関を有する自動車		☆☆☆☆☆ 平成 30 年排出ガス 基準 75%低減又は ☆☆☆☆ 平成 30 年排出ガス 基準 50%低減又は ☆☆☆☆平成 17 年 排出ガス基準 75%低 減	2020 (令和 2) 年度燃費 基準値 かつ 2030 (令和 12) 年度燃費基 準値 60%達 成レベル
商用車	用用	軽貨物車	利用する燃料が LP ガスの場合: ☆☆☆ 平成 17 年排出ガス	平成27年度 燃費基準+ 5%超過達 成レベル
次世代自動車又は内燃機関を有する自動車	小型貨物車	基準 50%低減 利用する燃料がガソ リンの場合: ☆☆☆☆ 平成 30 年排出ガス 基準 50%低減又は ☆☆☆☆ 平成 17 年排出ガス 基準 75%低減	平成 27 年度 燃費基準値 +15%超過 達成レベル	
	普通貨物車		平成 27 年度 燃費基準値 + 5 % 超過 達成レベル	

備考

- 1 電動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。
- 2 次世代自動車とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディー ゼル自動車をいう。
- 3 内燃機関を有する自動車とは、ガソリン、ディーゼル及びLPガス を燃料に使用できる自動車をいう。
- 4 上記に記載の無い自動車については、個別に要求品質及び環境基準を協議して仕様を作成するものとする。

第1号様式(第7条関係)

伊勢原市電気の供給を受ける契約に関する環境評価項目報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

〒 ー所在地名称代表者・氏名担当者部署名電話番号

伊勢原市が行う電気の供給を受ける契約の入札に参加したいので、伊勢原市グリーン購入等に係る基本方針第7条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 評価基準により算定した点数

合計点数	点
------	---

2 内訳

評価項目	数値等	点数	提出資料	
前年度の 1kWh 当たりの二酸				
化炭素排出係数(調整後排出				
係数) (単位: kg-CO2/kWh)				
前年度の再生可能エネルギ			営山担加しみて事 葯	
一導入状況			算出根拠となる書類	

- ※ 数値・点数には、別表1により算出した値を記載すること。
- ※ 数値の算出や、有無の根拠となる書類を添付すること。
- ※ 公募時点で前年度の数値が公表されていない場合は、上記「前年度」を「前々年度」と 読み替えるものとする。

第 号年 月 日

(入札事務担当課長) 殿

環境対策課長

伊勢原市環境配慮電力入札評価基準に基づく電力事業者の評価結果について(通知)

伊勢原市グリーン購入等基本方針第7条に基づき、電気事業者の評価を行いましたので、お知らせします。

電気事業者	点数	伊勢原市グリーン購入等基本方針第7 条の入札参加資格
	電気事業者	電気事業者 点数

(注) 届け出順に記載

事務担当は、環境対策課環境衛生係